

居住支援協議会とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する人（以下「住宅確保要配慮者」という。）が民間賃貸住宅へ円滑入居できるようにする方策について協議するために、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、居住支援法人、不動産関係団体などにより組織された協議会です。

広島県では、平成25年5月21日に設立しています。

活動内容

住宅確保要配慮者や
民間賃貸住宅の賃貸人に向けた

- ① 支援制度等の情報提供
- ② 円滑入居・居住安定に向けた方策の検討
- ③ 支援制度等の普及活動

など

市町居住支援協議会について

県内では、現在4自治体にて
組織されています。

広島市居住支援協議会

広島市住宅政策課 082-504-2292
広島市保護自立支援課 082-504-2799

廿日市市居住支援協議会

廿日市市住宅政策課 0829-30-9187

呉市居住支援協議会

呉市住宅政策課 0823-25-3830

東広島市居住支援協議会

東広島市住宅課 082-420-0946

その他の市町にお住まいの方

2次元コード

こちらにアクセスしてご確認ください。

URL :
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/jutaku-safety-net/kyojuusien.html>



問合せ先 広島県居住支援協議会
(広島県土木建築局住宅課内)

〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話 082-513-4164

民間賃貸住宅の

居住支援のご案内

住まいのことで
お困りの皆様
私たちが応援します



広島県居住支援協議会
Hiroshima Housing Support Council



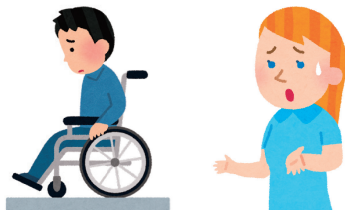
住まいのことで、このようなお悩みはありませんか？

身寄りがない
保証人がいない



保証人や緊急連絡先を頼める
親族や知人がいない。

障害などを理由に
不動産店で断られる



障害や国籍などを理由に入居審査で断られ
なかなか入居が決まらない。

収入減少などで
転居が必要となった



家族構成の変化や、大家さんの都合で
住居を出ていかなければならない。

対象となる方（住宅確保要配慮者の方々）



子育て世帯
(高校生相当以下)を
養育している者



被災者
(発災後3年以内)



低額所得者
(月額 15.8 万円以下)



高齢者



障害者



外国人



(LGBT等の)
性的マイノリティ



刑余者
(保護観察対象者等)
など

ご案内する内容の例

- ・ 属性だけで断らない不動産店の紹介
 - ・ 家探しや入居後のサポート等を行う県指定の団体（居住支援法人）による支援 など
- ※市町により対応可能な内容は異なります。

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的にしています。

